

相続手続きの流れ

1. 相続人の確定 本日： 月 日（行政書士）

戸籍の収集 亡くなった方の出生まで辿り相続人関係説明図作成

遺言の有無調査、相続人の範囲の確定等

2. 財産の正確な把握 （行政書士）

財産目録の作成

① 金融資産

- ・通帳を集める。→金融機関などで照会手続き・残高証明書の発行
- ・貸金庫→貸金庫の特定できる情報（銀行・支店名・貸金庫の番号または契約書の写し）

② 不動産

- ・名寄帳、固定資産評価証明書（場所を記入）
- ・不動産登記簿謄本（全部事項証明書）、公図等

③ 動産

- ・自動車の車検証の写し・貴金属・美術品等の鑑定書等

3. 分け方を決める 約一ヶ月後： 月 日（一般的な目安）（行政書士）

- ・遺産分割協議書の作成（先ずは相続人で協議後文案を作成し、相続人全員の合意後、完成へ。協議書に相続人全員の署名・実印・印鑑証明書）

相続手続きの流れ

- ・財産目録作成
- ・相続関係説明図作成
- ・相続手続きの必要書類をお預かり

4. 相続手続き

①金融機関の場合

- (1) 被相続人（預金者）の死亡通知
- (2) 一回目の銀行訪問時に所定の「相続届」を入手し（全員の自署・押印）

印鑑証明書等の提出、残高証明書を請求する

- (3) 相続手続きに必要な書類をそろえ二回目の銀行訪問
- (4) 預貯金の払い戻し（一般例）

↓

代表者の口座に払い戻し

↓

遺産分割協議書に基づき分配

② 証券会社の場合

相続人の口座を開設

↓

名義を移動する

↓

必要に応じて売却等を検討

相続手続きの流れ

③ 不動産名義の書き換え (行政書士) → (司法書士)

登記申請書類へ記入＋必要書類添付（遺産分割協議書等）

法務局で相続登記手続き（司法書士へ依頼の場合 *司法書士報酬が別途）

④ 準確定申告（4ヶ月以内） (行政書士) → (税理士)

⑤ 相続税の申告（10ヶ月以内） (行政書士) → (税理士)

税務署（税理士へ依頼の場合 *税理士報酬が別途）

5. 相続業務完了

約三ヶ月後： 月 日（一般的な目安）

（1）費用のご精算（他士業含む）

（2）書類の納品・預かり書類のお返し